

国際不当利得法の現代的意義に関する比較法的研究

■社会環境学部 社会環境学科 准教授 片岡 雅世

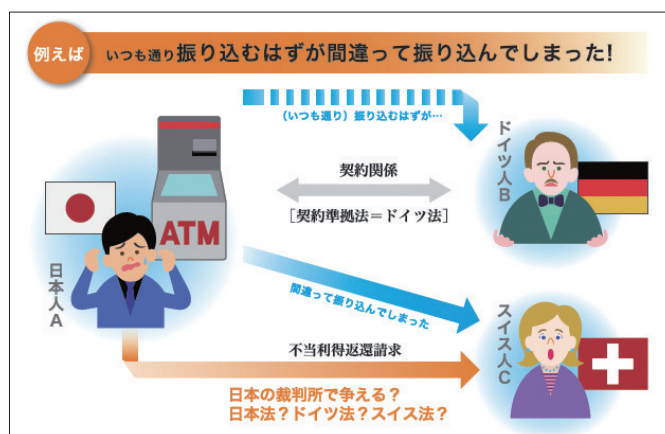
- 研究分野：国際私法、国際取引法、国際民事手続法
- キーワード：不当利得、原状回復、準拠法、比較法

I 研究概要

不当利得とは、日本の実質法上、法律上の原因がないにもかかわらず、一方が他方の損失において利益を得ていることをいい、このような利得は、衡平の観点から損失者に返還すべきものとされている。具体的には、売買契約が無効の場合の目的物の返還や、知的財産権侵害の場合の利用料相当額の返還、誤振込の場合の金銭返還など多種多様なものが含まれる。

一方、各国実質法上、さまざまな形で不当利得制度が存在していることから、このような不当利得の問題が複数の国に関連して生ずる場合には、いずれの国の法が適用されるべきかといった国際私法上の問題(特に準拠法決定問題)を検討する必要がある。準拠法は、具体的な法律関係がいずれの単位法律関係に含まれるかを決定したうえで(法律関係の性質決定)、単位法律関係ごとに定められている連結点によって指定(決定)されるが、不当利得の場合、前述した多様性ゆえ、準拠法決定にとって重要な法律関係の性質決定につき、複雑かつ困難な問題が生じることが少なくない。また、連結点の決定についても、とりわけ多数当事者関係の場合において、複数ある連結点のうちのいずれが適当か検討する必要が出てくる(下図参照)。

そこで、本研究では、各国実質法および抵触法の比較・検討を通じて、国際不当利得法の有する様々な問題点を明らかにするとともに、準拠法決定や連結点決定に関する解釈論を中心にその検討を試みている。



複数の国にまたがる不当利得の問題例

I 利点特徴

- ・比較法的手法を用いることで、各国の不当利得制度および関連する法制度を知ることができる
- ・国際/国内不当利得法理を中心とした国際/国内財産法体系の再構築

I 応用分野

- ・国際契約法
- ・国際不法行為法
- ・国際物権法
- ・国際知的財産法

